



近代日本における公文書の印書様式に関する覚え書き：
都道府県庁文書に残存する学事関係通知文書を手がかりとして

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2008-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新田, 和幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005053

近代日本における公文書の印書様式に関する覚え書き

―都道府県庁文書に残存する学事関係通知文書を手がかりとして―

新田和幸

はじめに

筆者はこれまで十数年間、都道府県庁文書について、とりわけ近代の学事関係文書を中心に調査を行ってきた。調査研究の目的の一つは、かつて各都道府県庁において編綴され、保管されてきた公文書綴りの中に、文部省を主とする中央監督庁から各地方庁へ発せられた通知文書を探し出し、それらの所在情報に関するデータベースを作成することである。この仕事は、日本近代公教育政策史研究のための、基礎的史料掘り起こしへの一つの足がかりとなると考えるからである。

現在のところ筆者は、全国三〇箇所ほどの（公）文書館、図書館、県庁舎内書庫などに所蔵されている文書綴りの中に、この類の通知文書を、約一万五千点ほど確認している。

ところで、筆者は調査を通して、通知文書の印書様式の時代による変化と多様性に関心をもつようになった。それと同時に、日々文書の整理・保存作業とそのため研究にたずさわるアーキビストの真摯な姿勢に刺激されて、文書保存のあり方についても少なからず問題意識を抱くようになった。とくに蒟蒻版摺りの文書については、字面を消失しかけている文書を数多く目撃

し、保存上の危機意識から、「蒟蒻版」についての一稿を投じたことがある（「わが国における「蒟蒻版」印写法の発生と「蒟蒻版」公文書の存在意義」―『教育史・比較教育論考』第一四号、北海道大学教育学部教育史・比較教育研究室発行、一九九〇年一月）。

それ以降一〇年間に、筆者は、近代文書の分類・整理・保存に関する諸研究にあらたに接し、さらに通知文書の調査を継続する中で、「蒟蒻版」をも含む印書様式全般についての、より積極的な研究の必要をますます痛感している。平野正裕も指摘したように、「近現代文書は前近代文書に比較し、古文書学のうえからも、整理法のうえからも、未検討な領域が多い」ことを実感するからである（平野正裕「近代文書整理法序説―文書の「成立様式」と「集積文書」について―」―『横浜開港資料館紀要』第二二号、一九九四年、四五頁）。

平野は、右の論文において、近代文書の成立様式を、「刻字様式」（「文書における文字面がいかなる手段で印されているかによって区分する」）、「手書・彫版」（木版・木活版・銅版・石版）・タイプ（和文・欧文）・活字・図画）、及び「印写様式」（「文字をどのような方法で「記入」「複写」「印刷」しているかによって区分する」）、「墨書・ペン・鉛筆・カーボン・蒟蒻・謄写・摺版・製版」の、二つの要素の組み合わせによる類型化を試みている。

本稿では、この平野論文に学びつつ、自らの調査体験をもふまえ、近代文書の印書様式の具体的な在り様について、若干の考察を試みたい。

ところで、現時点で筆者は、通知文書の分類・整理の必要から、とりあえずその印書様式を、墨書、活版、蒟蒻版・手書き、孔版・手書き、カーボン・手書き、カーボン・タイプ、蒟蒻版・タイプ、孔版・タイプ、石版の九種に区分している。これらは、基本的には平野の類型に沿ったものであると考えられるが、より細部の区分については後日の検討に譲りたい。

右の九種の中、墨書は、個別の地方庁への通知の公的な手段として用いられたものである。ただ、一八八六年以降いわゆる「蒟蒻版」印写法が多用されるようになるが、それ以前の時期には、同一の通信内容を全道府県へ通知する際のほとんどの場合にも、いちいち墨書による転記によって、文書が作成されていた。

つぎに、活版印刷は、墨書による転記の煩雑さを解消するものではあったが、この種の通知文書は墨書のものに比べて圧倒的に少ない。印刷技術及びコストの面から、特に短い文面作成には不利であった。技術者と一定の時間を要し、即応性に欠けるためである。

また、カーボン・手書きの方法は、炭酸紙を印写用の紙の間に挟んで、筆圧によって数枚の複写を可能とするもので、一般事務用としては広く利用された。また、明治後半期以降の学校文書の綴りの中に、町村役場との往復文書など公的な文書にもこうした文書を見出すことができる。しかし、中央省庁から地方庁に宛てた通知文書にはほとんど見あたらぬ。

本稿においては、とりあえず右の三種を除き、通知文書の印書様式として一般的に採用された(一)蒟蒻版・手書き(二)孔版・手書き(三)カーボン・タイプ(四)蒟蒻版・タイプ(五)孔版・タイプ(六)石版、の六種を取り上げることとする。これらについての文書作成法、印字面の特徴、存在時期、或いは今後の検討課題などについての若干の考察を通して、近代文書の分類・整理・保存に関する研究や歴史的研究所のための手がかりを得たいと

考える。

一、蒟蒻版・手書き

一八八〇(明治一三)年三月二日付の東京日々新聞は、「筆搨版一名写字版一発売告白」と題して、大々的に販売広告を掲載した^註。筆搨版は、「婦人幼童隻手以テ携へ」ることができるほどの軽量で、直ちに「数十写ヲ得べ」き簡易な複写装置である、というのである。定価は、美濃紙版箱入、インキ一瓶つきで、四円六〇銭、同半紙版で三元五〇銭であった。

複写面の作成方法及び複写方法についての、図を含めた詳細な能書きによれば、①専用の「墨汁」で白紙に文字を書く、②文字面を筆搨版にあてて、紙の裏側から摩擦し、版面に左文字を染着する、③この版面の上に印写用の紙をのせて軽く摩擦する、という手順で複写を行うものである。

さらに、複写作業終了後時をおかず版面を洗い流せば、繰り返し版面の使用が可能である、とされている。

「広告」では、版面の材料と専用の「墨汁」の成分は明らかにされてはいない。しかし、後に発行された『印刷雑誌』第五卷第二号(一八九五年三月)の「複写版即こんにやく版製造ニ就テ」、並びに同七卷第一〇号(一八九七年一月)の「蒟蒻版及其いんき」の記事に、いく通りかの詳細なインキの製法が紹介されており、おそらくこの中のいずれかに属するものと思われる。即ち、版面の成分は膠(或いはゼラチン)とグリセリンをベースにしたものであり、インキのそれは合成化学染料として使用されていたメチルバイオレットをアルコールで溶かしたものを主成分とするものである。この類の印写法は、ヨーロッパで開発され、これを日本に移入したものであったが、まもなく、版面を寒天やトコロ天を煮溶かして製する日本独自の手法も考案され(前掲、新田一九九〇年参照)、より廉価な版面の作成が可能となったのである。

さらに、「広告」には、東京、横浜、名古屋、大阪の丸善商店をはじめとして、北海道函館から九州鹿児島まで全国の「筆搦版」販売取扱店三五店舗が列記されている。実際の販売実績は定かではないのだが、これが日本における「蒟蒻版」的印写法発生の時期と、各地への普及に関する初発の契機と考えてよからう。

さて、中央省庁の発する公的な通知文書のなかに、「蒟蒻版」文書が登場するのは、いつ頃のことであろうか。現在のところ、筆者が見いだし得たものとも早期のものは、一八八二（明治一五）年五月二十七日付、会計検査院副長の名で山梨県令宛に発信された「庁内各課掛人員調査依頼の件」に関する照会文中、三枚の「例言」にあたる部分である（山梨県立図書館蔵『山梨県庁文書』—M15—1「官省往復 書記」^{註10}）。

文部省発送の通知文書の中で、「蒟蒻版」文書がもつとも早い時期に確認されるのは、一八八二（明治一五）年一〇月一四日付普学第一七三四号、文部省普通学務局長発函館県令宛の、「師範学科取調員召集の趣旨等につき、文部卿演述控え送付の件」に関する通知文に添付された「師範学科取調員に対し演説の控」（蒟蒻版七枚）である（北海道立公文書館蔵『北海道庁文書』—「明治一五年 文部省移文録 学務課」）。

これ以後、「蒟蒻版」は、通知文の本文としてではなく、右の二つの例に見たように、そのほとんどが、本文に添付される付属文書の部分にまず採用されるようになった。一八八二年一〇月以降一八八五年一二月までの間に、筆者が確認した文部省関係の通知文四七〇件中、一四件に「蒟蒻版」の付属文書を見出すことができる。

「蒟蒻版」文書の字面は、インキの主成分であるメチルバイオレットが紫粉とも呼ばれたように、紫色を呈した（一四頁【写真一】参照）。このインキの大きな弱点は、紫外線に長時間曝すと、次第に薄褐色に変色し、最終的には完全に消失することである^{註11}。

また、全ての道府県へ発送する部数を刷る場合、同一の原版から均質の複

写物を得ることは難しく、字面に濃淡の差が生じたり、字体に歪みを生じることもある。あるいは、複写作業時の版面の水分が多すぎると、複写面全体にインキが流れて、文書全体が汚れてしまう虞もある。実際、これらの状態の文書を各都道府県庁文書の中に見ることができ、ごく稀には、全く同一の文面について、明らかに異なる二つの版面によって刷られたものが、各府県にそれぞれ残存していることもある。何らかのトラブルによって、一つの版で全道府県宛の部数を確保できなかったことに依るのであろう。

あるいは、簿冊に綴じ込まれたあとで、おそらく湿気の故であろうが、文書の文字面からインキがにじみ出して、前後の紙を汚染している場合も見受けられる。

「蒟蒻版」文書が、一八八六年までの数年間、微量にとどまり且つ本文にはほとんど用いられなかった理由は、紫外線による字面褪色さらには消失の懸念のほか、こうしたさまざまの不安定要因にもあったといえよう。

しかし、「蒟蒻版」通知文書は、一八八六（明治一九）年一月以降急激に増加した。この時期から、道府県宛共通に同文を發送する通知文には、本文・付属文書ともに、ほとんど「蒟蒻版」が採用されるようになった。この大きな転換は、一八八五（明治一八）年一二月二日内閣制が創設されてまもなくの同月二六日、内閣総理大臣が各省大臣宛に達した「官紀五章」中の、「（三）繁文を省く事（四）冗費ヲ節スル事」、即ち行政事務の効率化及び経費節減方針を即時実行に移したものであったといつてよい^{註12}。

もちろん字面消失への懸念がすぐに断ち切れたわけではなかった。一八八八（明治二二）年九月、宮崎県では、知事官房書記官から県各課長宛に「蒟蒻版印刷書類については消滅の憂有之候に付」、「右印刷の文書は原字体画通り墨塗致し保管相成候様」通達が出された（宮崎県立図書館蔵『宮崎県庁文書』—「雑書 秘書人事 明治貳拾貳年貳拾参年」）。これは公文書保存上の、現実的な対応策ではあった。当初、宮崎県のみならず他の諸府県においても、実際に「蒟蒻版」通知文書に「墨塗」の処置を確認できる。しかし、結局い

ずれの府県においても、数年間しかも一部分のみの処置にとどまっている。中央省庁の事務効率化、経費節減の分を、地方庁で肩代わりするのでは、行財政改革の実質を失うからである。だが、この後も日々「蒟蒻版」通知文書は作成・発送され、「消滅の憂い」を遺しつつ、各地方庁で累々と蓄積されつづけることとなった。

ともあれ、紫外線による文字面消失という弱点、均質の印写面が確保できないなどの不安定要因があったとはいえず、簡易に短時間で五〇枚程度まで作成可能なこの方法は、速度を重視する行政上の通知文書には好都合で、同文を筆記転書する従来の方法に比べると、転記に伴う誤謬を避けることができ、さらには人件費の節減にもつながった。「蒟蒻版」文書が、明治中盤から大正中盤までの長期間にわたって、同文通知文書の主流を占めたのはこのためであった。

二、孔版・手書き―「毛筆式」と「堀井式」―

孔版印刷法は、一八七〇〜八〇年代にかけて欧米で発明・改良された。一八七四年イタリアのズッカートがイギリスで特許をとり、一八七六年エジソンがアメリカで「エレクトリックペン」による印刷法で特許を取得し、一八八〇年ゲステットナーもヤスリ版を用いた製版法を開発し、さらにこれらが次々と改良を加えられつつあった。

日本における孔版印刷技術は、こうした欧米の方法に学びつつも、独自の展開を遂げたものであり、「毛筆式」と「堀井式」の二通りがある（田村紀雄・志村章子編著『ガリ版文化史―手作りメディアの物語―』一九八五年三月を参照）。

「毛筆式」は、楮を原料とする極薄用の典具帖紙にゼラチンなどを塗布した原紙の上から、希硫酸インキを毛筆やガラスペンなどでなぞって腐食し、ローラーで圧してインキを透過させて印写する方法である（一四頁【写真二

【参照）。一八八八（明治二一）年に宮城県の小学校教師山内不二門が考案したもので、「明治三〇年代に東京下谷区仲徒町で天与堂を開業し、日露戦争の頃に大気堂と改め」て、広く販売にのりだした（平野前掲、四九頁）。

宮崎県の公文書綴りの中に、印刷器の「購入伺」（明治三八年七月八日立案）一件が記録されている。この一件の起案書には、二種類の毛筆式印写装置に関する広告文が添付されている（宮崎県立図書館蔵『宮崎県庁文書』―「明治三八年 学第一三三号雑書 四冊の内四」）。

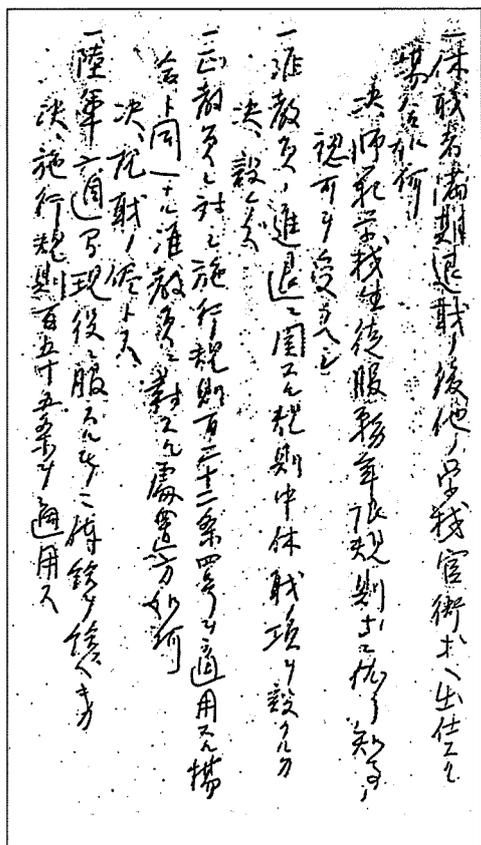
そのうちの一つは、一九〇五年一月に出された、大気堂「新式謄写版」広告である。これには、「本器は明治三七年（昨年）三月発明完成し同四月より製造発売」を始めたものであり、「原紙の上に毛筆又はペンにて自由に書き之に摩擦を加ふれば何人にも自在に印写せられ」、「細は名刺、端書、封筒より、大は通知書、予算書、書画手本、機密書類に至るまで……幾千枚にても即写し得る」と謳われている。定価は、美濃形の印刷器で一〇円、原紙は一枚二銭ほどとなっている。

もう一つは、同年三月に出された広告で、富山県魚津の小戸浦商会製造元の「早印写器兼行版」というものであった。これには「謄写版なるもの如きは、其法簡なるが故に現に社会の需用に供しつつあり。併し乍ら彼れは鉄筆を使用し加ふるにヤスリを利用するに由り、起稿には極めて自由を欠き、而かも鉛筆流なれば、従来不便噴噴の声を絶た」なかつたのに対して、「兼行版」は「毛筆を使用するものなれば、細大の文字又は絵画毫も筆意を損するなく、肉色の濃淡、運筆の自在、印刷の優美なる、一見恰も石版の如き美術的の印刷法」であることが謳われている。印刷器の定価は、美濃形（官衙用）で七円五〇銭、原紙は一枚二銭であった。

両者の共通の最大のセールスポイントは、なんとといっても毛筆による製版が可能なことであった。この当時はまだ、官衙、民間を問わず、文書が一般に墨書で作成されていたから、「鉛筆流」を余儀なくされる「謄写版」には根強い抵抗があり、そこに「毛筆式」孔版印刷の販路を求めようとするもの

であった。

つぎに、「堀井式」であるが、これは一八九四（明治二七）年に堀井新次郎父子発明の「謄写版」と商品名を付された、簡易印刷の方法である。強靱な雁皮紙の表面に蠟を引いた原紙の上から、鉄筆と鏝を使うことにより、この蠟部分を削って製版し、この上からカーボンブラックを油性の溶剤に練り込んだインクを付着したローラーで押し、印写する方法である（一五頁【写真三】参照）。「蒟蒻版」や「毛筆式」孔版に比べて、はるかに微細な字画まで製版印刷することが可能である。ただ、すでに述べたように、鏝面の目に沿って穿孔する方法は、直線的な線を書くのに適しているが、毛筆体には極めて不向きであった。【図一】は、『群馬県庁文書』―「明治三三年分 郡視学学務委員、統計、年功加俸、恩給基金 学務部」に綴じ込まれている、一九〇〇（明治三三）年九月二七日付新潟県視学官から群馬県視学官宛に送付された「第一地方部視学官会議決議要項」の一部分である。ここには、堀井式製版になじまない強引な毛筆流の筆の運びが見られる。「鉛筆流」で「刻む」堀井式製版技術の普及の度合いと、当時の書記方の「毛筆流」への強いこだわりをも同時に感じとることができよう。



【図一】

堀井式孔版印刷法は、日清戦争中から陸軍に積極的に採用されることとなり、その後官庁や企業、学校などに販路を拡大していった。一八九六（明治二九）年一月二〇日発行の『自由党党報』第一二二号巻末には、左のような広告が掲載されている。

陸軍征清役
諸官衙 御用専売特許謄写版

堀井新次郎発明

○化学彫刻活字等の面倒なる方法に依らず、一度書画を原紙に認むれば即座に原紙を製し、瞬間にして八百枚を印刷すべし。

○用紙は和洋厚薄を論ぜず、インキは各色自在にして、後日変色の憂いなし。

○使用は最も簡便にして、他の早印刷器の如く手数を要せず、何人と雖も容易に且つ鮮明に謄写し得、而して字体は恰も筆記の如し。故に諸達書通信図画等如何なる印刷にても完全実用に適ふ。

○二十年以上使用し得て更に修繕費を要せず、又付属品も失費は蒟蒻版の半額にて足るべし（各通信社の成績によれり）。

美濃版 九円 半紙全 七円五十銭
六円五十銭 五円五十銭

堀井謄写堂は、「蒟蒻版」と比較して、用紙の質を問わないこと、大量の印刷が可能であり、かつ鮮明な印写に加え「後日変色の憂い」もないこと、

などの「謄写版」の特長をにかけて、民間への販売に乗り出した。

さて、「堀井式」と「毛筆式」は、それぞれ学事関係通知文書としてどのように採用されたのであろうか。

「毛筆式」については、学事関係通知文書の中に筆者が最初に見いだすことができたのは、一九〇九（明治四二）年六月二日付、文部大臣官房秘書課長から各地方長官宛の教育費寄付取調に関する照会文（秘書課乙二二六号）である。しかし、その後明治末から大正初頭にかけて、この方法によると見られる通知文書を、ごく数例を確認するにとどまる。「毛筆式」の導入は、「鉛筆流」を嫌い、毛筆体筆跡を重んじた当時の官庁の書記スタイルを色濃く反映したものとみられるが、結果としては実験的に採用されたにすぎず、数年間で姿を消してしまった。

「毛筆式」印写法による文書が、短期間だけに限られ、しかもごく僅かの件数しか確認されないのは、「鉄筆のそれに比して細字が書けず印刷可能枚数も少なく、ことに一旦文字を書いたら永く原紙を保存して置けないという性質上の欠点」によるものとされる（本山桂川『実用秘訣叢書第二編 謄写版印刷の秘訣』一九二六年三月再版、一三三頁）。さらに、平野も指摘するように、「印字の上がりが悪く……インキの油分が墨痕からにじみでて、紙を変色させ」る（平野前掲、四九頁下段）、などの弱点を解決しきれなかったからであろう。

結局、この方式によつては、公的な通知文書としての品位を保持できないと同時に、保存上の不安も拭えなかったと考えられる。「毛筆式」による複写物の字色は黒で、「堀井式」と同じカーボンブラックインキが使用されたものと推察される。筆者も、通知文書以外の印刷物についてはあるが、文字の分別が不可能なほどのにじみを再三目撃した。この油分による文書の劣化についても、早急に研究を進める必要が在ろう。

これに対して「堀井式」は、学事関係通知文書としては、大正初頭以後散見されるようになるが^{註六}、この方式による孔版印刷が、通知文書の主要な様

式となるのはいつ頃からであろうか。

【表一】は、一九一八年から一九二〇年までの間に発送された学事関係通知文書の中、「蒟蒻版・手書き」と「孔版・手書き」のものに限定して、筆者が把握し得ている件数をそれぞれ半期ごとにまとめて示したものである。

一見して明らかのように、一九一九（大正八）年下半期に両者の割合が一挙に逆転し、これ以降「孔版・手書き」が同文通知文書の主流となることが明らかである。

【表一】「蒟蒻版・手書き」から「孔版・手書き」への転換期

	蒟蒻版・手書き	孔版・手書き
1918 1~6月	36	6
1918 7~12月	20	2
1919 1~6月	26	7
1919 7~12月	16	26
1920 1~6月	7	36
1920 7~12月	4	62

筆者がこれまでに各都道府県庁文書中に確認した、学事関係同文通知文書の中、当時の主要な印書様式であった「蒟蒻版・手書き」と「孔版・手書き」のものについて、それぞれ件数を示した。

「堀井式」は、鉄筆と鑄版による連続穿孔という製版上の特質のゆえ、字体は直線的で細く、毛筆体に比べるとより多くの情報量を盛り込むことができる。なおかつ、原紙に強靱な繊維をもつ雁皮紙が使われ、印写の作業中ローラーにインキを絶えず補填できるため、鮮明度を保ちながら多数の印写が可能ならうえ、用紙の紙質を選ばない。

折しも、国産洋紙の生産が飛躍的に増加し、大正中盤頃には安価な洋更紙を大量に入手できるに至ったから、「堀井式」とっては、用紙コストの面で有利な状況も生まれた。「蒟蒻版」に替わり「堀井式」が、通知文書の中で一躍主流の座を占めるようになった最大の要因は、この点にあったのではなからうか^{三七}。

三、カーボン・タイプ

日本で始めて邦文タイプライターを制作したのは、黒沢貞次郎であった。彼は、一八九四（明治二七）年に仮名文字タイプライター、一九〇一（明治三四）年に片仮名文字タイプライターを完成したが、いずれも構造的には欧文タイプライターの応用の域を出ず、漢字を抜きにしたものでは実用性がなかった（渡部久子『邦文タイプライター読本』一九二九年、六頁）。

漢字を含む本格的和文タイプライターは、一九一五（大正四）年に東京の杉本京太によって完成された。この装置は、「縦一尺五寸横一尺七寸高さ八寸で、鉄製の框に二千八百六十三個の活字が並べてある字盤」によって、和文の縦書きのみが可能なるものであった（『愛媛新報』一九一五年一〇月六日付）。その後、幾多の改良が加えられて、文字数が増加し、縦書き・横書きの両方が可能になったが、原理的には次のような手順で打字するものである。

すなわち、①印字キーによって文字盤上の目的の活字をタイプバー内に押し上げ、タイプバーがこれをくわえる②タイプバーのうえにあるインキパッドがインキを付着する③プラテン上の用紙に活字が当たり印字される④印字

と同時にプラテンが一字分移動する、の連続動作によって文面を作成する。昭和初期に刊行された事務用器に関するテキストの一つは、つぎのように和文タイプの文書作成上の利点を述べている（満鉄総裁室能率係編『事務用器』一九三〇年三月発行、九頁）。

タイプライターは活字を使用するものなれば、印刷と同じく鮮明にしてきれいである。

写も一二、三通は一時に採れ、粘土板、コンニャク版、謄写版を利用すれば五〇通以上も採ることが出来る。……実に毛筆やペンで書いた一家一流の難文字は、事務能率を阻害すること甚大である。……タイプライターで打ったものは判読の苦心や誤読がなく、文書が統一され、見た目も気持ちよく、整理にも極めて都合よくなる。……

和文タイプライターの出現は、わが国の文書作成の方法に画期的な転換をもたらした。手書きに比べてタイプライターは、一定の操作を身につければ誰でも、字の難易度や字面の多少に関わらず正確で整った文字を印書することが出来る。改めて浄書する必要もない。従来活版印刷を除いては、製版も含めて全て個人の筆記によるものであったから、文書の判読に少なからぬ労苦を要する場合もあった。右の引用に見るように、タイプライターを使用して作成する文書の登場によって、誰にでも情報を正確にわかりやすく伝達することができるようになり、大正中盤以降急速に官庁や企業に普及し、事務能率の向上に力を発揮しつつあった。タイプライター発明当初においては、複写はカーボン紙を使用する方法のみに限られていたが、やがてタイプライターと従来の手法（カーボン紙、「蒟蒻版」、孔版）との組み合わせの時代に徐々に移行していくことになる。

さて、タイプライターとカーボン複写紙の組み合わせによる通知文書は、一九一七年頃から出現し、一九二〇年代以降頻繁に見られるようになる。薄

手の和紙を印書用紙として使用し、この間にカーボン紙（表面をカーボン・ブラックと油成分及びパラフィンなどを混合したものを紙の表面に塗布したもの）を挟んで一度に数枚の範囲で複写をとる方法である。筆記用の原紙は両面のカーボン紙を使用するが、タイプ複写の場合には片面のものを使う。打字の際には通常黒か藍のインキを使用し、一枚目を原本とし、二枚目以降を控えとすべきともいわれたが、二枚目の最も鮮明な転写を原本としている場合も多い。

中央省庁から特定の地方庁への通知の場合や、或いは地方庁から文部省へ文書を提出するときなどには、多数の複写を必要とせず、文書の控えがとることができれば事足りるので、従来墨書によって作成されてきた個別間の通知文は、全面的にこの様式に切り替わっていった。そもそも、個別の地方庁の許認可事項を主とする文書が、中央省庁の發送する通知文全体の圧倒的な部分を占めていたから、一九二〇年代以降は、カーボン・タイプ文書が通知文の大多数を占めることとなった。

四、蒟蒻版・タイプ

和文タイプと「蒟蒻版」の組み合わせは、堀井式の「孔版・手書き」方式が主流となる一九二〇年頃から、徐々に採用されつつあった。カーボン・タイプが個別の往復文書作成に大きな役割を發揮しはじめているのに続いて、同文通信の分野へも和文タイプの導入を試みたのである。一九六〇年代中頃までに発行された各種のタイプライティングのテキストのほとんどには、この印写法が紹介されている。一例を引いてみよう（日本タイプ教育研究会編『最新和文タイプライティング（高等学校用）』、一九六六年三月（九七版）、九〇頁）。

謄写するほどの部数が必要としない同一文書を作るには、転写性のあるヘクトカーボン紙を利用して、コンニャク版をつくり、それによって複写

をとる方法がある。

この方法では、まず原版をつくらなければならないが、これには特定のものはないから、西洋紙（フルースカップ）のようなスベスベした紙ならなんでもよい。この洋紙ともう一枚のうす紙との間に、転写性のあるカーボン紙をはさんで、プラテンに巻きつけて印字する。……このカーボンによって印字され、色素のついた西洋紙の原版を得るのである。

この原紙の転写面に手をふれないようにして、コンニャク版にはりつけるのである。その場合、このコンニャク版の使用部分を、水かぬるま湯でしめて版面をうるおし、その水気を紙で吸いとり色素をよく吸収しうるようにして、まえの原版とはりあわせる。はりあわせたならばその上から軽く手で平均にこすって、約四、五分ぐらいそのままにしておいたのち、原版をはぎとる。……

「蒟蒻版・タイプ」様式は、また「孔版・タイプ」が開発されていない時期に、数十枚の複写を必要とする場合の方法として考案された。従来の「蒟蒻版・手書き」に対して、この場合は和文タイプライターで「ヘクトカーボン紙」にインキを転写して原版を作成するものであった。「ヘクトカーボン紙」に使用された転写性インキの成分の詳細については不明だが、「蒟蒻版・手書き」に使用されるメチルバイオレットを主成分とするとみてよいだろう（一五頁【写真四】参照）。

「蒟蒻版・タイプ」による通知文書は、「孔版・手書き」が主流となった一九二〇年代〜一九三〇年代にかけて、一定の割合を占めたものの、結果的には補助的な役割にとどまり続けた（九頁【表二】参照）。「蒟蒻版・タイプ」が、タイプを使用する主要な印書様式となりえなかったのは、複写枚数の制限、紫外線による字面消失などの「蒟蒻版・手書き」と同様の弱点を、克服できなかったからに他ならなかった。そして、次の項で述べるように、それに代わる有力な様式が、大正末から昭和初期にかけて、にわか開発さ

【表二】1925年～1940年における同文通知文書の印書様式の推移

	孔版・手書き	孔版・タイプ	蒟蒻版・手書き	蒟蒻版・タイプ
1925	94	0	12	16
1926	113	6	14	8
1927	137	9	12	10
1928	73	20	8	3
1929	70	22	6	5
1930	85	24	4	1
1931	62	17	6	0
1932	109	26	6	2
1933	96	22	2	1
1934	123	35	1	2
1935	87	91	0	2
1936	49	92	0	4
1937	43	146	0	1
1938	53	130	0	0
1939	26	155	0	0
1940	10	116	0	0

筆者がこれまでに各都道府県庁文書中に確認した学事関係の同文通知文書のうち、「孔版・手書き」、「孔版・タイプ」、「蒟蒻版・手書き」、「蒟蒻版・タイプ」のそれぞれの件数を、各年ごとに示した。

なお、時期を1925年から1940年としたのは、凡そこの期間に主要な印書様式の転換や、各印書様式の使用状況の変化を、視野に収めることができるからである。

れてきたからでもあった。

五、孔版・タイプ

「孔版・タイプ」は、和文タイプを使用して孔版用紙を打ち抜いて製版し、これを孔版印刷する方法である。一九二六年に佐藤兄弟商會が、ついで一九二七年堀井騰写真堂が、和文タイプによる製版に耐えうる原紙（典具帖紙にコロジオン膜加工したもの）を開発し、これに対応する輪転機の改良も進んだことにより、一躍注目されることとなった。前掲『最新和文タイプライティング（高等学校用）』には、タイプ用原紙による製版・印刷について以下のように説明されている（同書八六頁）。

タイプ用原紙は、原紙と、その一端がのり付けされている台紙と、原紙と台紙との間にはさまっている、うすい和紙の間紙（あいし）の三枚からできている。

印字する場合には、そのままプラテンに巻き付けて打ち、打ち終わってから間紙と、台紙の不要部分を取りさつて、台紙の一部と原紙とを謄写版にかけ、印刷する。

原紙は、うす手の和紙（典具帖紙）に、特殊な薬品をぬって加工したもので、色は普通こい青色をしているが、白色のものもある。間紙は、原紙面を保護するばかりでなく、原紙の打ち抜きをよくし、その上、原稿との読み合わせに利用される。

台紙はうすい原紙の取り扱いを便利にし、原紙や、プラテンを保護したり、プラテンに多少の凹凸がある場合にも、原紙のぬけがよくなるような役割をもっている。……

「孔版・タイプ」は、近代における通知文書の印書様式としてのいわば最

も進化した形態であった。明瞭で、多量の情報量を盛り込むことができ、早く、簡易に、安価に数百枚単位の複写が可能であった。且つ粗悪な洋紙への印刷にも耐えることができた（一六頁【写真五】参照）。

九頁【表二】は、筆者がこれまでに都道府県庁文書中に確認した、学事関係通知文書のうち、一九二五年から一九四〇年までの間の同文通知文書について、主要な印書様式ごとに区分して、その件数を示したものである。サンプル数は十分といえないが、この表をもとに大まかな傾向を見ることは可能であろう。

「孔版・タイプ」による通知文書の初見は、一九二六（大正一五）年のことであり、前述のように佐藤兄弟商會によるタイプ用原紙発売年に対応する。一九二六～二七年の時期には、四種の通知文書の中でもっとも少なく、ごく僅かを見出しうるに過ぎない。一九二八（昭和三）年から一九三四（昭和九）年までは、四種の通知文総件数のうち二〇パーセント弱の比率を保ちつつけている。さらに、一九三五（昭和一〇）年には、「孔版・手書き」とほぼ同数に達した。一九三六年以降は、完全に主流の地位を確保するに至った。

六、石版・手書き

近代の通知文書の中には一八七〇年代から一九二〇年代までの間に、全体量としては少ないが、時折石版刷りのものも見られる。石版印刷法は、明治初期にヨーロッパから導入され、やがて中央官庁や地方官庁に石版印刷機が導入されていった。

この印刷法は、画図などの細密な多色刷りに適しているが、蒔繪版や孔版に比べて時間を要するため、短時間に作成・発送する通知文書には必ずしも向いているといえない。

文字印刷の場合には、まず転写紙に油性のインキで原稿を書き、これを石版面に転写して製版する。この左文字の上に印刷用インキを盛って、印刷紙

を乗せ、圧力をかけて印刷する。通知文として使用されているインキは、黒色又は青色である。石版用インキは獸脂性で、強い加圧によって印刷するので、かすれやむらは少なく均質な文面が確保される（二六頁【写真六】参照）。字面をルーペで見ると、砂目にインキが乗った点の集合を確認できることもある。獸脂性インキと砂目の質感が、見分ける際の一応の目安となる。経験上、字面や印刷紙の変質を見かけたことはないが、獸脂性インキの劣化についても今後研究の余地がある。

おわりに

最後に、これまで述べたこと並びに【表一】及び【表二】を参考として、同文通知文書作成に使われた印書様式の、採用された主要な時期や役割について、簡単なまとめをしておこう。

「蒔莢版・手書き」が主要な役割を果たした時期は、一八八六（明治一九）年から一九一九（大正八）年までの三四年間の長期にわたった。その最も大きな理由は、簡便さにあったといえる。様々の弱点を抱えていたとはいえ、中央省庁から道府県へむけて発送する通知文の場合、かろうじて複写物を確保できる範囲内であったことが前提となったことはいうまでもない。この様式による通知文の件数は、一九二〇年代以降激減し、一九三〇年代後半にはほとんど見られなくなっていた。

「孔版・手書き」は、一九一九年から一九三四年頃まで約一五年の間主流の地位を占めた。「鉛筆流」にこだわらなければ、「蒔莢版・手書き」と比較してあらゆる点で優れた方法であったといつてよい。利用価値の点だけで判断すれば、もっと早い時期から「蒔莢版・手書き」と取って代わっても不思議ではなかったように思う。

「孔版・タイプ」は、一九三〇年代前半には全体の二〇パーセント弱の一定の比率を占め、一九三六年以降は「孔版・手書き」に代わって主流の座を

奪った。近代における同文通知文書の印書様式としては、最も理想的なところまで進歩を遂げたものであるといつてよい。

「蒔莢版・タイプ」は、一九二〇年以後一九三〇年代後半までの間、補助的手段としての役割を果たし続けた。

このような趨勢を考慮すれば、同文通知文書の主要な印書様式について、①一八八六〜一九一九年を「蒔莢版・手書き」期②一九一九〜一九三四年を「孔版・手書き」期③一九三五年以降を「孔版・タイプ」期と、とりあえず時期区分することができよう。

平野正裕が「文書の成立様式は、文書の発行部数とコストとの関係を軸として、社会的条件などさまざまな事情のなかで選択される」（平野前掲、五一頁上段）と述べているように、様式を選択する際の最も重要な基本軸は確かに「発行部数とコスト」であったといえよう。ただ、それぞれの時期に、それぞれの様式を採用するに際して、文書作成をめぐる諸々の状況や葛藤（たとえば、通知内容の重要性の認識、時間的猶予、機器や作業人員の配置、文書としての体裁など）が複雑に関係するのであるうし、こうした諸要素をも十分に考慮しつつ、今後文書の成立様式についての歴史的分析が本格的にすすめられる必要を感じる。

以上、筆者の調査研究の経験に照らして、日本近代の学事関係通知文書に限定してではあるが、いくつかの代表的な印書様式についての概観を試みた。断片的な考察であったことは免れないが、今後の文書史料分類、整理、保存研究並びに調査研究の進展に、いささかなりと寄与することができれば幸いである。

付記

本稿は、一九九九年三月四日国文学研究資料館史料館で開催された「記録史料の情報源化と史料管理学の体系化に関する研究会」における筆者の発表

内容に基づき、これを大幅に修正・加筆したものである。

なお、本稿作成にあたり、埼玉県文書館職員の方々に種々お手数をおかけし、また多くのご教示をいただいた。

註

一、この広告掲載に先立って、東京日々新聞一八八〇（明治一三）年二月一八日付「雑報」欄は、次のように報じている。

……此ごろ兜町の製紙分社にて製造する筆搨板（一名写字版、この発明は陽其（二氏なりと）にて、其器械は心太を流したる如き函が元にて、これに付属の墨汁にて書きたる文字を摩り付け、其上に白紙を置きて指の腹にて又た摩ること数秒時間すれば、文字は鮮明に右の白紙に写ること実に奇々妙々と云ふべく、大約百枚までハ一度に写し取らると申すこと。殊に直段も半紙版にて三円五十銭との由なれば、取引の多き会社銀行、又はお子供衆のお慰みにも至ごく宜しい品なりと云へり。なお委しくは近日出だす広告にて御承知あるべし。

なお、三月二日付の「広告」については、宮武外骨編『文明開化』四巻本のうち、第二巻『広告』（一九二五年刊）にその大要が掲載されている（七七頁）。ただ、この「広告」の出処について同書は、「明治一二年二月諸新聞所載」と記しているが、明治一二年一月から一三年二月までの期間の諸新聞に、右のような内容の広告は見あたらない。右の明治一三年二月十八日付記事内容からも、宮武の誤記と思われる。

二、筆者の一九九〇年論稿の中では、「集会条例」改正に際し、集会、演説、政党結社につき注意すべき件についての、一八八二年六月五日付の内務卿名による通知文書（京都府総合資料館蔵『京都府庁文書』——明治一四年一五

年 訓示内達類）を、初出のものと推定したが、ここで訂正したい。ただ、通知文の本文としての初出は、依然として右の内務卿通知である。

また、長野県立歴史館の梅原康嗣氏は、同館所蔵の公文書綴りの中に、一八八二年六月に県庁内で作成された「蒟蒻版」の会議諮問事項を見だし、筆者も見せていただいた。この文書の存在は、「蒟蒻版」印書様式の採用について、中央官庁と地方官庁との間にほとんどずれがないことを推察させるものである。

なお、本題に直接関係はないが、この印書法の学校現場への浸透状況についても興味をひかれる。たとえば、一八八四（明治一七）年一〇月一四日付の、愛知県師範学校から県学務課へ提出した「師範学校及附属小学校財産調」の中に、「筆搨盤 壹ツ」と記されているのが見受けられる（国文学研究資料館史料館所蔵「愛知県庁文書」——明治一八年決議留 学務係）。こうした記述は、かなり早期から学校現場へもこの方法が導入されつつあったことを推定させるものである。今後、学校事務や教材作成などにおける活用面についても明らかにする必要を感じる。

三、筆者自身が作成した、最も濃い「蒟蒻版」複写を室内に放置したところ、約六年間で全ての文字が消失した。

なお、管見の限りでは、通知文の本文は紫色であるが、添付されている表や図などには淡赤色が使用されている場合がある。前出の『印刷雑誌』第七卷第一〇号（一八九七年一月発行）の「蒟蒻版及其インキ」によれば、赤色インキの主成分は塩基性フクシンである。

また、同記事には、ニグロシンという染料を用いる黒色インキの製法も記されている。一八八六年二月三日付「郵便報知」新聞「広告」欄に掲載された、日本橋丸善唐物店による「パピログラフ早印刷——名こんにやく版」の能書きに「是迄紫色のものみに候処、此度黒色のインキを發明仕候間、御試用之程奉折」とあり、実際この種のインキが発売された可能性もあるが、筆者は、黒色インキによる「蒟蒻版」文書と思われるものの存在をいまだ確

認していない。

四、一八八五年二月二六日付の、内閣総理大臣発各省大臣宛達「官紀五章」については、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』一九九六年、第四章「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」（渡辺佳子執筆）その他の執筆部分を参考にした。

五、一八九五（明治二八）年以降、陸軍省及び第一師団司令部などから地方庁へ発せられた「蒟蒻版」通知文書の多くが、「筆搦版用」と刻印された表面のなめらかな和野紙に印写されている。これは、インキを吸いとりやすい専用の印写紙を使用することにより、できる限り均一かつ鮮明な印刷物を確保するための配慮の一例である。

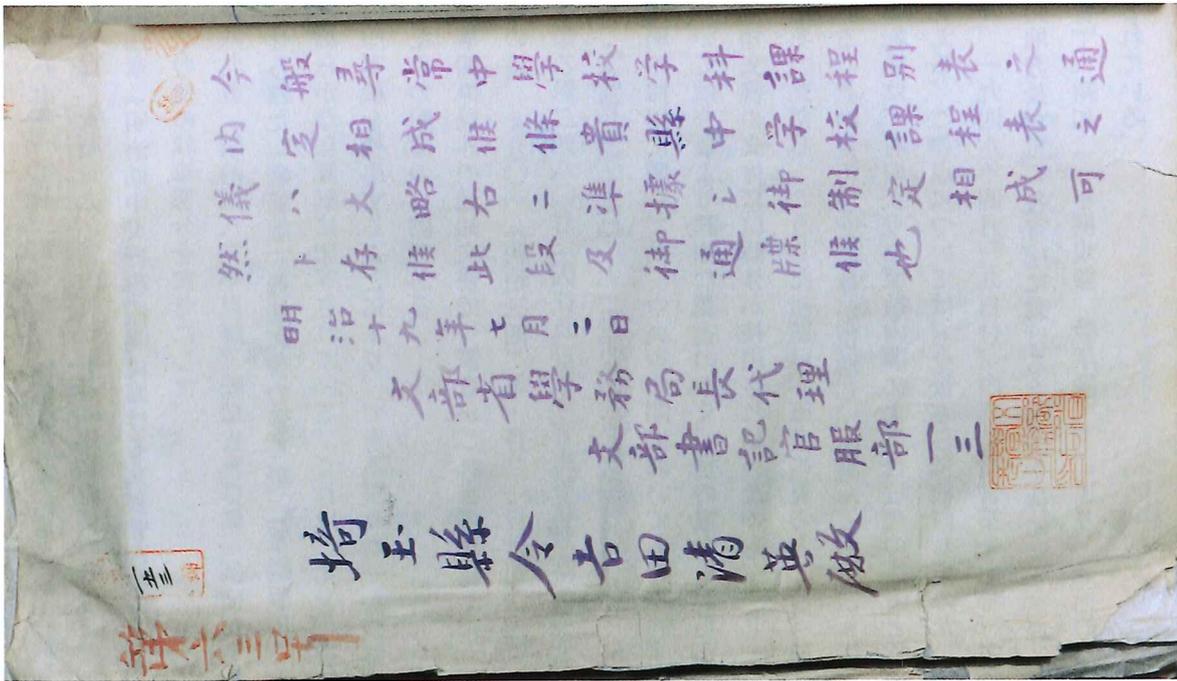
六、学事関係以外の通知文書で、筆者がこれまで確認した「堀井式」孔版によるものは、一九〇一（明治三四）年一月二一日付司法大臣発各地方長官宛、司法省監乙第二四八〇号「囚徒及び監守官吏等私設鉄道通券発行に関する件」である（『滋賀県庁文書』―「自明治三三年至明治三八年 閣省訓令編冊」）。孔版印刷の採用に関しては、中央省庁間においても時期的ずれがあるが、これについては今後より詳細な調査のうえ、別の機会に明らかにしたい。

七、通知文書の文体に口語体が使用され始めたのも、一九一九年下半年のことである。ただし、こうした措置は、筆者の見るところ、原敬内閣時に限られている。その後再び文語体が復活し、敗戦後まで続いた。「堀井式」への一挙の転換は、右のような原敬内閣による合理化の措置と通底しているようにも見える。この点については、今後さらに検討してみたい。

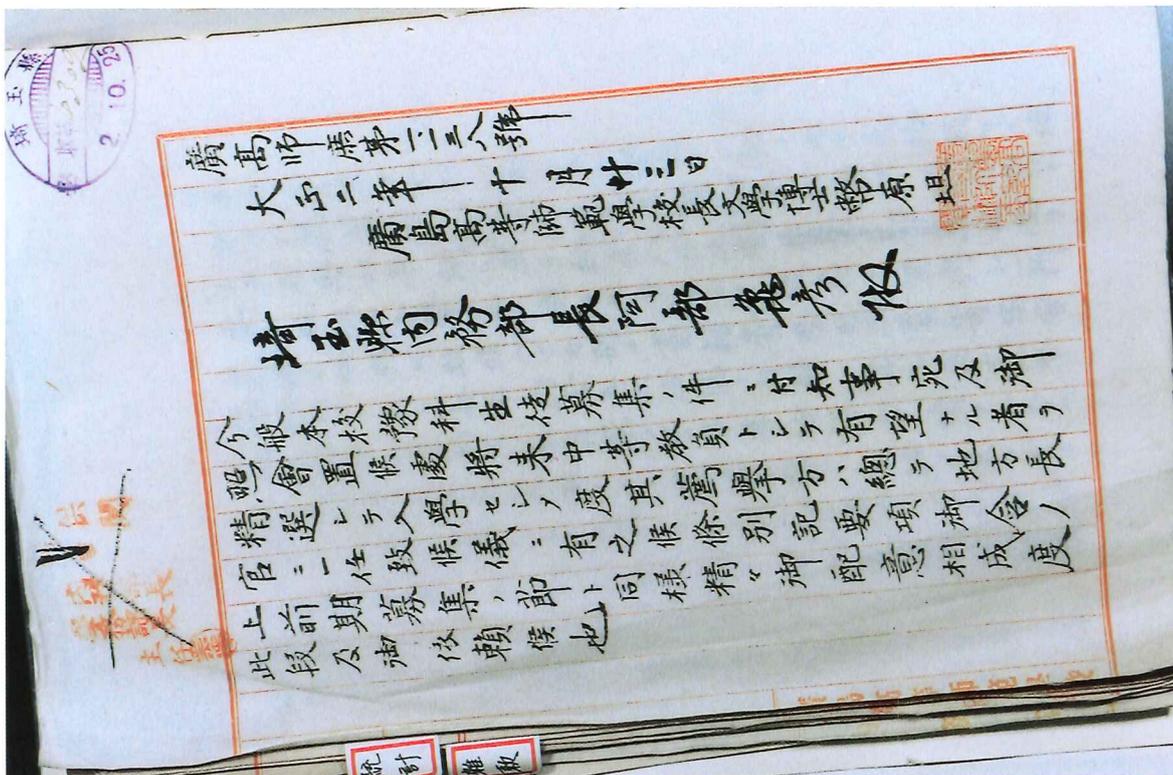
なお、一九四六年四月一九日付、内務省発書第一七号、内務大臣官房文書課長発地方長官宛「各官庁における文書の文体に関する件」通牒（『奈良県庁文書』―「昭和二十一年例規綴 教學課」）により、全面的な口語体の採用が指示されている。

（本学助教授 岩見沢校）

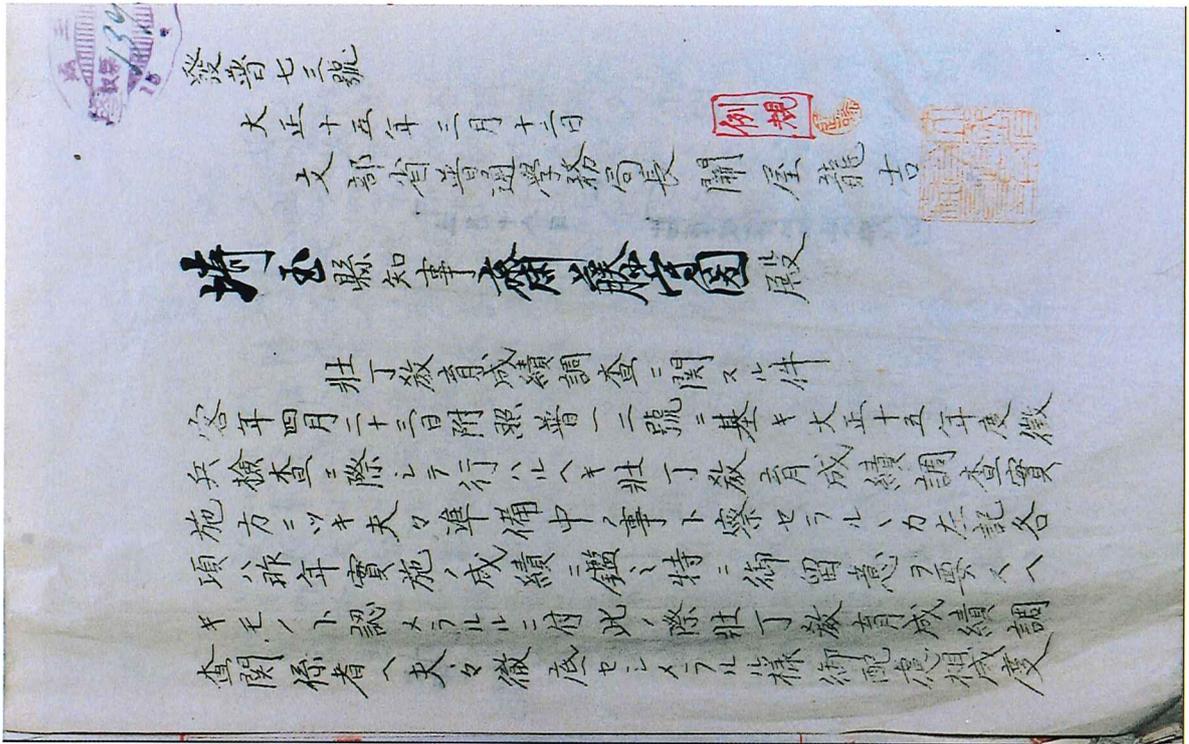
【写真一】埼玉県公文書館所蔵『明一八六二一五 明治一六一二〇年 学務部 学校』



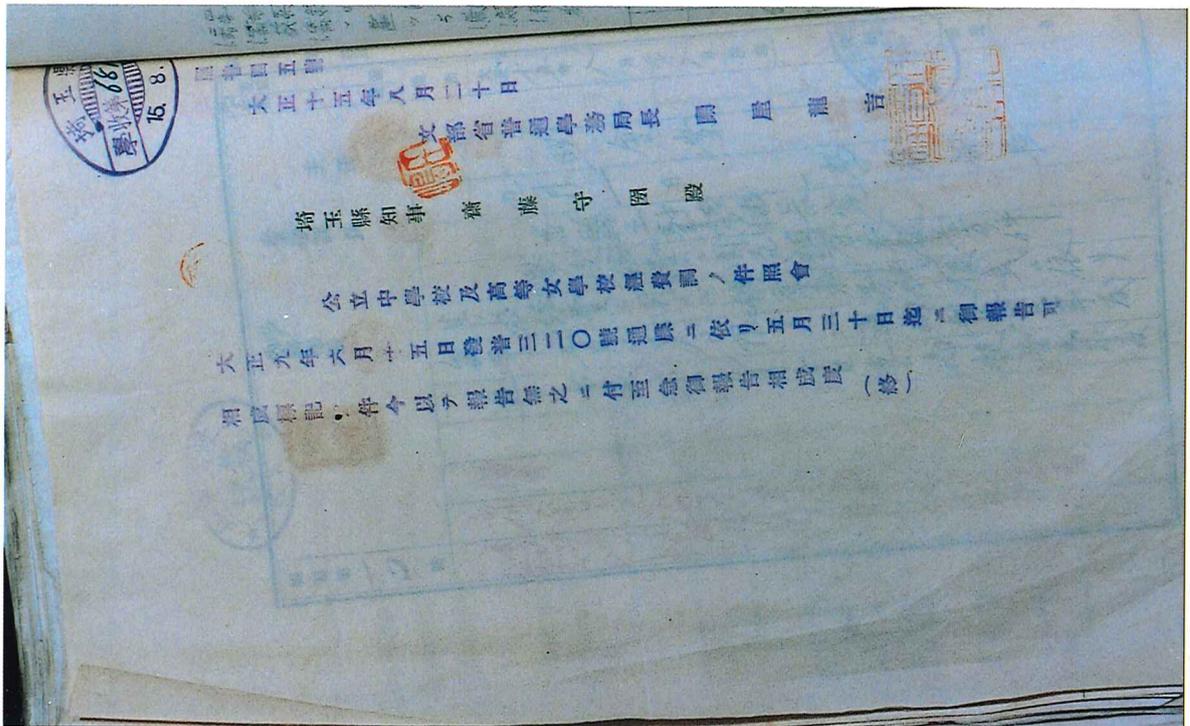
【写真二】埼玉県公文書館所蔵『大正〇九 大正二年 学務部 区域、生徒、統計、雜款』



【写真三】 埼玉県公文書館所蔵『大―八三三―一 大正一五年 学務部 雑款』



【写真四】 埼玉県公文書館所蔵『大―八三三―一 大正一五年 学務部 雑款』



【写真五】埼玉県公文書館所蔵『昭二二四〇一一 昭和四年 学務部 雑款』

發 秘 五 二 五 號
 昭和三年十月三十日
 文部次官 栗 原 啓
 埼玉県知事 宮 脇 梅 吉 殿

三大御明治節等ノ學校ニ於ケル儀式ノ場合御寫眞奉揚方ニ關シ問合セノ向多
 敷有之處 兩陛下ノ御寫眞ト共ニ 大正天皇 皇太后陛下 明治天皇 昭憲
 皇太后ノ御寫眞ヲ奉獻スル學校ニ於テモ
 天皇陛下
 皇太后陛下ノ御寫眞ヲ奉揚スルヲ原則ト被ス次第ニ付此後御了知相成廣向
 皇太后陛下ノ御寫眞ヲ併セ奉揚シ又明治節ニ於テ併ニ御寫眞ヲ併セ奉ル爲メ
 明治天皇 昭憲皇太后ノ御寫眞ヲ併セ奉揚シ又 大正天皇ノ御寫眞ヲ併セ奉

【写真六】埼玉県公文書館所蔵『大七〇八一 大正四年 学務部 区域、雑款（甲）』

發 普 一 四 號
 北海道廳 府 縣
 來二月十日紀元節、慶大赦中ニ付并
 各學校ニ於テ祝賀式ヲ舉ケルニ及ハサル儀下
 心得ラレシ
 大正四年一月二十八日
 文部大臣 学博士 木喜徳 郎

文 部 省